

練馬区地域公共交通会議の設置について

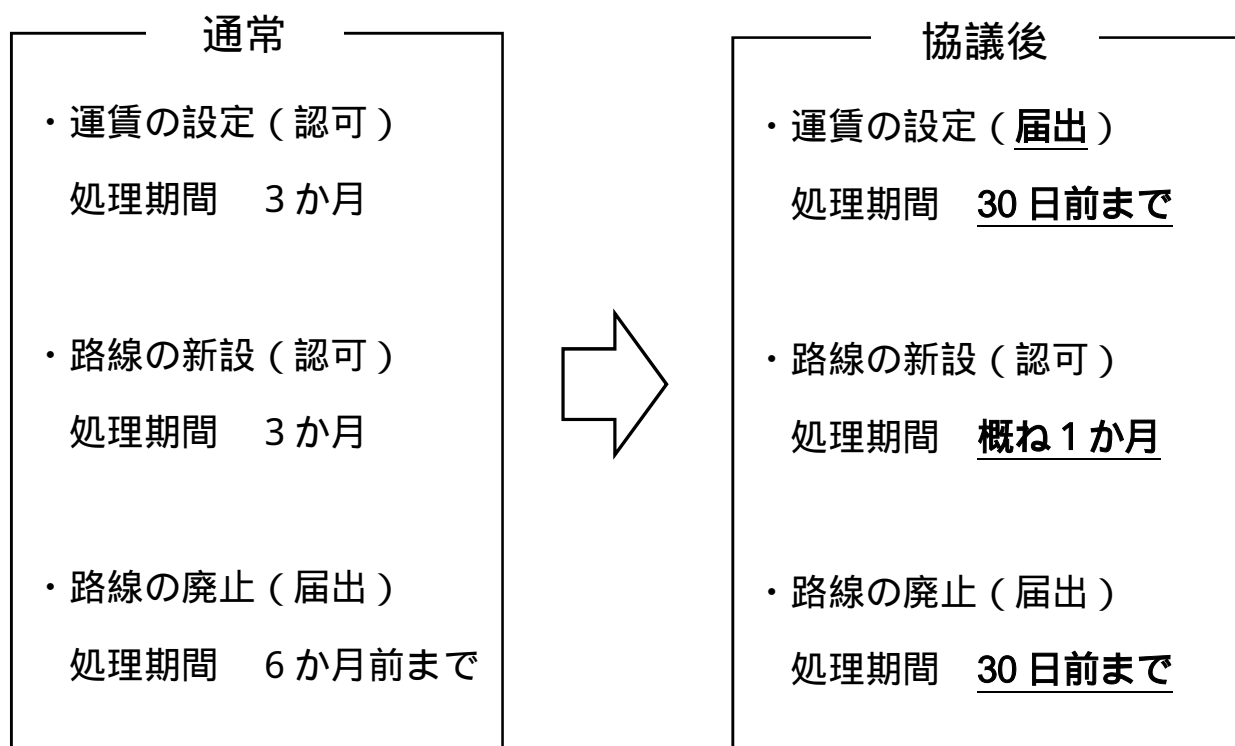
練馬区地域公共交通会議は、練馬区における公共交通空白地域の改善をはじめとした、公共交通にかかわる諸問題への対策について、区民や有識者の皆さまを交えて協議するため、平成 21 年に設置をしました。

協議事項は、練馬区地域公共交通会議設置要綱第 2 条において、以下のとおり定めています。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金に関する事項
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間等に関する事項
- (3) バス等の利用促進に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

・地域公共交通会議の特徴

地域公共交通会議で協議が調っていることにより、手続きが簡素化されます。



根拠法令等

- ・ 道路運送法、道路運送法施行規則
- ・ 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(国自旅第315号) など